

女性活躍推進法第 19 条第 6 項の規定に基づく実施状況の公表について

1. 数値目標に係る実績

(1) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得率及び平均取得日数

目 標		令和 7 年度までに、制度利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の合計 3 日以上取得割合を 100% にします。		
一 般 行政職 (実績)	年 度	R 7 年度	R 6 年度	R 5 年度
	取 得 率	—	—	—
	平均日数	—	—	—

※R 5～7 年度において取得の対象となる男性職員なし

(2) 年間 10 日以上の年次休暇取得達成率及び平均取得日数

目 標		令和 7 年度までに、年次休暇を年間 10 日以上取得する職員の割合を 100% にします。(集計期間：1 月 1 日～12 月 31 日)		
一 般 行政職 (実績)	年 度	R 7 年	R 6 年	R 5 年
	達 成 率	66.67% (12/18 人)	52.63% (10/19 人)	52.63% (10/19 人)
	平均日数	11.3 日	12.3 日	9.7 日

2. 取組内容

(1) 男性職員の育児への参加

- ・ 令和 5 年度 育児休暇制度に関するパンフレット等の回覧を行い、職場内の意識改革及び休暇を取得しやすい環境づくりを行った。
- ・ 令和 6 年度 育児休暇制度に関するパンフレット等の回覧を行い、職場内の意識改革及び休暇を取得しやすい環境づくりを行った。
- ・ 令和 7 年度 育児休暇制度に関するパンフレット等の回覧を行い、職場内の意識改革及び休暇を取得しやすい環境づくりを行った。

(2) 年次休暇の取得強化

- ・ 令和 5 年 全職員が年間 10 日以上の子年次休暇を取得できるよう声掛けを行い、取得推進を図った。
- ・ 令和 6 年 間平均 10 日以上の子年次休暇を取得できるよう、声掛け及び取得促進期間（7 月から 9 月）を設け、年間平均 10 日以上の子取得目標を達成した。
- ・ 令和 7 年 年間平均 10 日以上の子年次休暇を取得できるよう、声掛け及び取得促進期間（7 月から 9 月）を設け、前年に引き続き、年間平均 10 日以上の子取得目標を達成した。